

# 令和7年度 日立市立山部小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（以下「県の条例」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「日立市立山部小学校いじめ防止基本方針（以下「山部小学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

いじめ防止には、校長を中心とした一致協力体制が必要であり、日立市教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図らなければなりません。そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないように危機感をもって常に児童と接すること、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければなりません。「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という認識を児童も教師も保護者、地域もはっきりと持つ必要があります。

今後、この「山部小学校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和7年4月

日立市立山部小学校長 大貫 弘敏

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。（「推進法」第1章、第2条より抜粋）

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、また、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### (3) 基本姿勢

- ① 児童の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見に努め、認知した場合は、早期解消にむけて迅速に対応する。
- ③ 保護者及び地域住民のいじめの禁止についての意識を高め、社会全体でいじめ問題に取り組む環境を整える。（関係機関との連携強化）
- ④ 教職員の「いじめの防止等」に関する研修の充実と徹底を図る。

### (4) いじめの禁止

「推進法」第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

## (5) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、次の6点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの子供にも起こりうることであり、いじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
- ② 児童が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように、全体の意識を高める。
- ③ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ④ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- ⑤ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害児童を守り、加害児童に毅然とした態度で指導をするとともに、直ちにいじめをやめさせるよう加害児童の保護者に伝える。
- ⑥ けんかやふざけ合いであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。

## (6) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期解消への取組の徹底
- ④ 関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

## 2 「山部小学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

- (1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める者

- (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
- (3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。
- (4) 会議は次に上げる事務を所掌する。
  - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。
  - ③ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
  - ④ いじめ問題の具体的な対応策を検討すること。
  - ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。
  - ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること。
  - ⑦ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- (5) 会議は校長が招集する。
- (6) 会議は次の区分で招集する。

原則として月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育等をはじめとして、以下の様な全ての教育活動を通して社会性を育む。

##### ① 授業、学級活動や朝の会・帰りの会での活動

授業、学級活動や朝の会・帰りの会での活動においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

##### ② 学級での係活動、委員会活動及び学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、学級での係活動や高学年児童による委員会活動及び学校行事の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童や教師から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることにより、児童の規範意識を高める。

##### ③ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し、適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う児童との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の児童がいじめを受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、教育相談員やスクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

##### ④ 児童の主体的な活動

いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けられることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い、支え合う主体的な活動を支援する。

##### ⑤ 教育活動全体を通して

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努める。また、普段から教職員間の連携に努め、情報を共有することで多面的な視点で児童の観察に努める。

##### ⑥ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

##### ⑦ 「いじめ防止」に関する集会の開催及び標語の作成と掲示

本校では年1回に、全校児童によって、いじめ防止集会（本校では「ハートフル集会」という名称）を開催し、いじめ防止の意識を持たせている。

具体的な活動内容として、いじめ防止に関するDVDを視聴して考えさせたり、詩の朗読をしたりすること、また、各学級でいじめ防止の標語を各自作成し、学級で最も良い標語1点を選定し、この集会で紹介する。その後、その標語は昇降口や各教室など児童の目につきやすい場所に設置し、「いじめ防止」を常に意識できるようにする。

#### ⑧ 配慮が必要な児童生徒への支援

本校では、配慮が必要な児童について、個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての児童が安心して生活できる環境をつくる。

#### ⑨ 道徳教育の充実

本校は、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。

#### ⑩ いじめの解消の定義

いじめの「解消」の要件として、いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、かつ被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされていることが必要である。

### (2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

#### ① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月1回（山部小「いじめアンケート」で実施）を行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、困っていることや自分や自分の身の回りで起きているいじめについて記入する。学校で起こったいじめのみではなく、学校外で起こったいじめも確認する。記入されたことについては、直ちに教師が聞き取りを行い、状況の把握に努める。

#### ② 保護者との連携

学校での児童の様子を連絡帳、電話、学級だより等で随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

いじめが発生したときには、速やかに事実を伝え、直ちにいじめをやめさせるよう保護者に伝える。また、家庭用のチェックシートも活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

#### ③ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口があることを学校だよりや生徒指導だより等で児童や保護者へ周知する。

### (3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、

「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップのもと、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### ① 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、「いじめ禁止」の観点から、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、直ちにいじめをやめさせることを伝え、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### ② 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた関係機関(専門機関)等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市・県北・県教育委員会に報告する。

#### ③ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめを止めさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、直ちにいじめをやめさせるよう伝える。また、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### ④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

また、情報モラルや個人情報保護について指導をし、SNSやインターネット全般の使い方について児童、保護者の意識を高められるようにする。

#### ⑤ 重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような事態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、県教育委員会を通じて知事へ報告する。知事が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。(詳細は、本方針の「6 重大事態への対処」に記述。)

#### (4) 学校評価

本校では、いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取組に対する評価を実施する。

市は、学校に対して、いじめの未然防止及び早期発見のための適切な指導及び支援を行うとともに、いじめが発生した場合の適切な情報共有及び組織的対応の徹底を求める。

#### 4 関係機関等との連絡

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員に相談するとともに、関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

##### (1) 保護者

保護者の集まる学校行事や学級懇談、個別面談（二者面談）等において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、「推進法」第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」及び「県条例」第9条「いじめを直ちにやめさせる」ことへの周知を図る。さらに、聞き取り調査を行い、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起きた場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

##### (2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員、安全ボランティア、地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起きた場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

##### (3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に連絡する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

##### (4) 学校以外の団体等

塾、スポーツ少年団、社会教育関係団体等のような学校以外の場がいじめが起き、その連絡を受けた場合には、その団体等の責任者等と連携して対応する。

##### (5) その他

いじめに関係する児童・生徒が複数の学校に及び等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

#### 5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

##### (1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。その際、教育相談員やスクールカウンセラーをアドバイザーとし、研修内容の計画をたて、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

##### (2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

##### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、外部から講師を招き、

インターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

## 6 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

### (1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市・県北・県教育委員会に報告する。そして、調査を開始する前に、被害者及びその保護者に対して調査方法の丁寧な説明を行う。

### (2) 実態把握

当該事案に対する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

### (3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は心身の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

### (4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないように指導、支援する。

### (5) 調査結果報告

調査結果については、市・県北・県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

市長による再調査を行う必要があると考えられる場合の判断基準は以下の通りとする。

- ・調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合
- ・被害児童・保護者と確認した調査事項等の調査が十分尽くされていない場合
- ・学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ・調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合

### (6) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関する支援等を行う。加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

### (7) 同種事態の発生防止

当該事態の事実真挚に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

## 7 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5項目に関する評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

### (1) 未然防止の評価規準

- ① 児童の自己指導能力を高めることができた。
- ② 児童の自己有用感を高めることができた。
- ③ 児童の規範意識を高めることができた。
- ④ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- ⑤ 情報モラル教育を推進できた。

**(2) 早期発見の評価規準**

- ① いじめの早期発見に努めることができた。
- ② 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ③ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

**(3) 早期解消の評価規準**

- ① 被害者の心のケアができた。
- ② 適切にいじめの事実を確認できた。
- ③ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- ④ 重大事態の調査をし、県教育委員会を通じて知事へ報告できた。(重大事態があった場合)
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

**(4) 関係機関との連携の評価規準**

- ① 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- ② 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ③ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- ④ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

**(5) 教職員研修の評価規準**

- ① 実践的研修を行うことができた。
- ② 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ③ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。